

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条

例を廃止する条例

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされた廃止前の福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第二項又は第六条第二項の規定による許可又は変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第四条第一項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第四条第一項の許可を受ける者に関する旧条例第五条、第六条第三項及び第四項、第七条から第十四条まで、第十五条第二項から第五項まで並びに第十六条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第十五条第二項及び第三項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた旧条例第十五条第一項から第三項まで

の規定による命令を受けた者に係る旧条例第五条第一項第一号及び第二号、第十三条から第十六条までの規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第十五条第四項の規定による標識が設置された区域に係る旧条例第五条第一項第一号及び第二号並びに第十三条から第十六条までの規定の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。